１　過去の損害保険分野における事件

件　　名 措置年月日 関 係 法 条	内　　容
日本機械保険連盟に対する件 平成８年１２月１９日勧告 第８条第１号（事業者団体による一定の取引分野における競争の実質的制限の禁止）	日本機械保険連盟（以下「連盟」）は、かねてから、機械保険及び組立保険（以下「機械保険等」）について、会員が引受けに当たり適用する保険料率の維持を図るため、標準基本料率、割引率、特約料率等を決定し、会員にその内容どおりに認可申請させるとともに、内規と称する認可内容に基づいて詳細な標準基本料率、割引率、特約料率等を定めた諸規定を決定し、これらを引受けに当たって適用すべき統一基準（以下「タリフ」）として設定し、会員にこれに従って保険料率を算定させ、また、タリフで算定できない案件及び高額案件等特定の案件については、会員に、連盟に保険料率の算定を依頼させ、連盟が算定した保険料率によって保険の引受けを行わせることを実施することによって、会員にタリフの数値等を修正できない一定料率として適用させ、機械保険等の引受けを行わせていた。
社団法人日本損害保険協会に対する件 平成６年１０月２４日警告 第８条第１号（事業者団体による一定の取引分野における競争の実質的制限の禁止）	日本損害保険協会は、会員が損傷自動車の修理工賃を算定するに当たって指数方式を用いる際の対応単価について、かねてより、全国の標準となる対応単価及び都道府県ごとの対応単価を決定し、これを会員に実施させてきた疑い。

２　参照条文

○　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

〔定義〕

第二条　（略）

②～⑤　（略）

⑥　この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

⑦～⑨　（略）

〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕

第三条　事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

〔排除措置〕

第七条　（略）

②　公正取引委員会は、第三条〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕又は前条の規定に違反する行為が既になくなつている場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、次に掲げる者に対し、当該行為が既になくなつている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなつた日から七年を経過したときは、この限りでない。

一　当該行為をした事業者

二～四　（略）

〔課徴金〕

第七条の二　事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約であつて、商品若しくは役務の対価に係るもの又は商品若しくは役務の供給量若しくは購入量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるものをしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、第一号から第三号までに掲げる額の合計額に百分の十を乗じて得た額及び第四号に掲げる額の合算額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一～四　（略）

②・③　（略）

〔不当な取引制限に係る課徴金の調査協力減算〕

第七条の五　公正取引委員会は、前条第二項第一号から第四号まで又は第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者（以下この条において「報告等事業者」という。）から次の各号に掲げる行為についての協議の申出があつたときは、報告等事業者との間で協議を行うものとし、当該事実及び資料により得られ、並びに第一号に掲げる行為により報告し、又は提出する事実又は資料により得られることが見込まれる事件の真相の解明に資するものとして公正取引委員会規則で定める事項に係る事実の内容その他の事情を考慮して、公正取引委員会規則で定めるところにより、報告等事業者との間で、報告等事業者が同号に掲げる行為をし、かつ、公正取引委員会が第二号に掲げる行為をすることを内容とする合意をすることができる。

一・二　（略）

②～⑪　（略）

令和元年改正法附則（抄）

第六条　（略）

２　施行日前違反行為（旧独占禁止法第七条の二第一項若しくは第二項又は第八条の三に規定するものに限る。）として開始された行為であって、施行日以後になくなったもの（施行日以後において、新独占禁止法第七条の二第一項、第七条の九第一項又は第八条の三に規定する違反行為に該当するものに限る。）についての課徴金の額（施行日前違反行為に係る部分に限る。）の計算については、新独占禁止法第七条の二（新独占禁止法第七条の九第三項又は第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）、第七条の三（新独占禁止法第七条の九第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第七条の八第四項（新独占禁止法第七条の九第三項において読み替えて準用する場合を含み、新独占禁止法第七条の二及び第七条の三の規定の適用に係る部分に限る。）及び第七条の九第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、旧独占禁止法第七条の二第一項中「から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。」とあるのは、「（当該事業活動を行つた日が、当該事業者に対し当該違反行為について第四十七条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる処分、第百二条第一項若しくは第二項に規定する処分又は第百三条の三各号に掲げる処分が最初に行われた日（当該事業者に対し当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知（第六項に規定する事前通知をいう。）を受けた日）の十年前の日前であるとき、又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四十五号）の施行の日（以下この項において「改正法施行日」という。）の三年前の日前であるときは、当該十年前の日又は当該三年前の日のいずれか遅い日）から改正法施行日の前日までの期間」とする。

３～５（略）

令和元年改正前独占禁止法の規定

〔課徴金〕

第七条の二　事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約で次の各号のいずれかに該当するものをしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為の実行としての事業活動を行つた日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。以下「実行期間」という。）における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額（当該行為が商品又は役務の供給を受けることに係るものである場合は、当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額）に百分の十（小売業については百分の三、卸売業については百分の二とする。）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一　商品又は役務の対価に係るもの

二　（略）

②～㉗　（略）

３　課徴金制度の概要

⑴　課徴金納付命令

公正取引委員会は、事業者がカルテル・談合をした場合、当該事業者に対して、課徴金を国庫に納付することを命ずる（第７条の２第１項）。

⑵　課徴金額の計算

カルテル・談合の実行期間中の事業者及びその特定非違反供給子会社等の対象商品又は役務の売上額又は購入額及び違反行為の実行期間における密接関連業務（注１）の対価の額に相当する額を基に、事業者の規模に応じて定められた課徴金算定率を乗じた額と違反行為の実行期間において得た談合金等（注２）に相当する額を合計して計算する（注３）。また、再度の違反（注４）又は主導的役割（注５）のいずれかに該当する場合には、合計して計算された額を５割増しとし、いずれにも該当する場合には合計して計算された額を１０割増しとする。

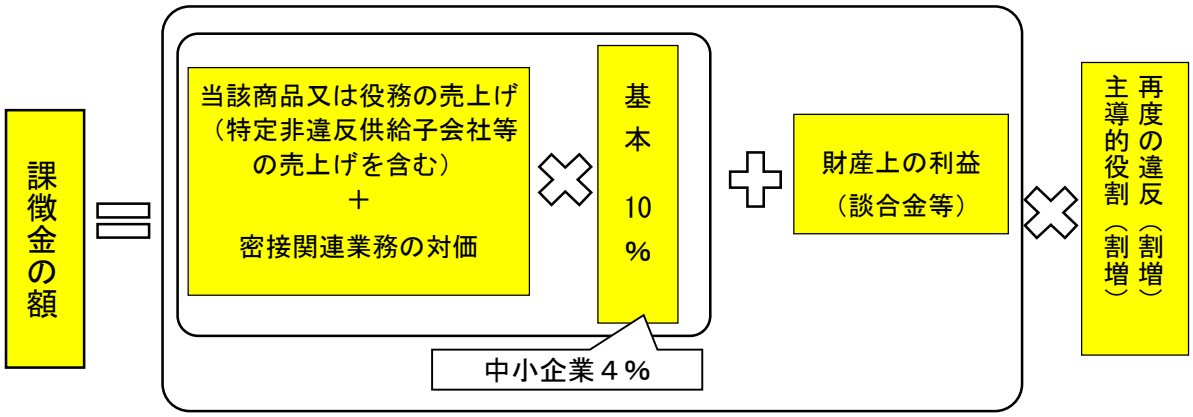

（注１）対象商品又は役務の供給の全部又は一部を行わないことを条件として行う、商品又は役務の供給であって、他の違反行為者等が対象商品・役務を供給するために必要とされるもの。

（注２）対象商品又は役務を供給しないこと等に関して得た財産上の利益（第７条の２第１項第４号）。

（注３）課徴金額が１００万円未満であるときは、課徴金の納付は命ずることができない（第７条の２第１項ただし書）。また、課徴金額に１万円未満の端数があるときは、切捨てとなる（第７条の８第２項）。

（注４）「再度の違反」の割増しは、調査開始日から遡り１０年以内に、①課徴金納付命令等を受けた事業者（当該命令等の日以後において違反行為をしていた者に限る。）、②その完全子会社が課徴金納付命令等（当該命令等の日において完全子会社の関係にある場合に限る。）を受けた事業者（当該命令等の日以後において違反行為をしていた者に限る。）、③合併、事業譲渡又は事業分割の相手方である事業者が課徴金納付命令等を受けた事業者（当該合併、事業譲渡又は事業分割の日以後において違反行為をしていた者に限る。）、に対して適用される。ただし、調査開始日から遡り１０年以内に受けた課徴金納付命令が確定していない場合はこの限りではない（第７条の３第１項）。

（注５）「主導的役割」の割増しは、単独で又は共同して、①違反行為をすることを企て、かつ、他の事業者に対し違反行為をすること又はやめないことを要求し、依頼し、又は唆すことにより、当該違反行為をさせ、又はやめさせなかった事業者、②他の事業者の求めに応じて、継続的に他の事業者に対し違反行為に係る商品・役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率又は取引の相手方について指定した事業者等に対して適用される（第７条の３第２項）。

⑶　課徴金減免制度及び調査協力減算制度

事業者が自ら関与したカルテル・談合について、その内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金額が減免される（第７条の４第１項～第３項）。

また、課徴金減免制度による課徴金額の減免に加えて、調査協力減算制度の適用を受ける事業者については、事業者の協力が事件の真相解明に資する程度に応じ、課徴金額が減算される（注１・２）（第７条の５第１項～第３項）。

調査開始	申請順位	申請順位に応じた減免率		事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率（調査協力減算制度）		適用される減免率
前	１位	全額免除	＋	（注３）	＝	全額免除
	２位	２０％		最大４０％		最大６０％
	３～５位	１０％				最大５０％
	６位以下	５％				最大４５％
後	最大３社（注４）	１０％		最大２０％		最大３０％
	上記以下	５％				最大２５％

（注１）報告した事実又は提出した資料に虚偽の内容が含まれていたなど減免失格事由に該当する場合は、課徴金の減免を受けることはできない（第７条の６）。
（注２）一定の要件を満たす場合は、同一企業グループ内の複数の事業者による共同の報告が認められ、共同の報告を行った全ての事業者に同一順位が割り当てられる（第７条の４第４項）。
（注３）調査開始日より前に１番目に課徴金減免申請をした事業者は、調査協力減算制度の対象とはならない。
（注４）調査開始日以後の申請者のうち３番目以内であり、調査開始日前及び調査開始日以後の申請者のうち５番目以内である場合に限る。

⑷　課徴金の額の計算に係る経過措置

違反行為が、令和元年改正法施行日（令和２年１２月２５日。以下「施行日」という。）前に開始され、施行日以後になくなったものであるときは、施行日前の違反行為に係る部分の課徴金の額の計算は、令和元年改正法による改正前の独占禁止法（以下「旧独占禁止法」とし、旧独占禁止法の規定は「旧第●条第●項」とする。）の規定により行う（令和元年改正法附則第６条第２項）。

ア　カルテル・談合の実行期間中（最長３年間）の対象商品又は役務の売上額を基に、事業者の規模や業種ごとに定められた課徴金算定率を乗じて計算する。

課徴金額 ＝ カルテル・談合の実行期間中の対象商品又は役務の売上額 × 課徴金算定率

（注）課徴金額が１００万円未満であるときは、課徴金の納付は命ずることができない（旧第７条の２第１項ただし書）。また、課徴金額に１万円未満の端数があるときは、切捨てとなる（第７条の８第２項）。

イ　課徴金算定率

		大企業			中小企業		
違反対象事業	小売業・卸売業以外	10%	早期解消	8%	4%	早期解消	3.2%
			再度の違反	15%		再度の違反	6%
			主導的役割	15%		主導的役割	6%
			再度＋主導	20%		再度＋主導	8%
	小売業	3%	早期解消	2.4%	1.2%	早期解消	1%
			再度の違反	4.5%		再度の違反	1.8%
			主導的役割	4.5%		主導的役割	1.8%
			再度＋主導	6%		再度＋主導	2.4%
	卸売業	2%	早期解消	1.6%	1%	早期解消	0.8%
			再度の違反	3%		再度の違反	1.5%
			主導的役割	3%		主導的役割	1.5%
			再度＋主導	4%		再度＋主導	2%

（注１）「早期解消」の課徴金算定率は、調査開始日の１月前の日までに違反行為をやめ、かつ、違反行為に係る実行期間が２年未満である事業者に対して適用される。ただし、当該事業者が「再度の違反」又は「主導的役割」の適用を受ける事業者である場合には適用されない（旧第７条の２第６項）。

（注２）「再度の違反」の課徴金算定率は、調査開始日から遡り１０年以内に課徴金納付命令（当該命令が確定している場合に限る。）等を受けた事業者（当該命令等の日以後において違反行為をしていた者に限る。）に対して適用される（旧第７条の２第７項）。

（注３）「主導的役割」の課徴金算定率は、単独で又は共同して、①違反行為をすることを企て、かつ、他の事業者に対し違反行為をすること又はやめないことを要求し、依頼し、又は唆すことにより、当該違反行為をさせ、又はやめさせなかった事業者、②他の事業者の求めに応じて、継続的に他の事業者に対し違反行為に係る商品・役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率又は取引の相手方について指定した事業者等に対して適用される（旧第７条の２第８項）。

（注４）「再度＋主導」の課徴金算定率は、「再度の違反」及び「主導的役割」のいずれにも該当する事業者に対して適用される（旧第７条の２第９項）。

調査協力減算制度とは

制度の目的

事業者が公正取引委員会の**事件調査に協力するインセンティブを高める**ことにより、**効率的かつ効果的な事件の真相解明**、違反行為の排除・抑止を図るため。

制度の概要

事業者から課徴金減免申請がなされた場合に、申請順位に応じた課徴金額の減免率に加えて、**事業者の協力が事件の真相の解明に資する程度（事業者の実態解明への協力度合い）に応じた減算率を適用する**制度。

調査開始	申請順位	申請順位に応じた減免率		事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率（調査協力減算制度）		適用される減免率
前	1位	全額免除		（注）	=	全額免除
	2位	20%	＋	最大40%	=	最大60%
	3～5位	10%			=	最大50%
	6位以下	5%			=	最大45%
後	最大3社（調査開始日前を含めて最大5社まで）	10%		最大20%	=	最大30%
	上記以下	5%			=	最大25%

（注）調査開始日前1位の課徴金減免申請者は、調査協力減算制度の対象とならない。

事業者との合意と減算率

事業者との合意

（合意の種類）

① 特定割合についての合意

⇒ 合意時点までに事業者が把握している事実等を評価し、特定の減算率（特定割合）を合意において定める。

② **上限及び下限についての合意**

⇒ 調査期間を通じて行われた協力の内容を評価し、合意において定める上限及び下限の範囲内で公正取引委員会が減算率を決定する。

公正取引委員会は、**通常、②上限及び下限についての合意**の求めを行う。

3つの「評価における考慮要素」

具体的かつ詳細であるか否か	**「事件の真相の解明に資する」事項（※）について網羅的か否か**	**当該事業者が提出した資料により裏付けられているか否か**

（※）事件の真相の解明に資する事項		
	違反行為に係る事項	①違反行為の対象となった商品又は役務、②違反行為の態様、③違反行為の参加者、④違反行為の時期、⑤違反行為の実施状況、⑥その他違反行為に係る事項
	課徴金に係る事項	⑦課徴金額の算定の基礎となる額、⑧課徴金額の算定率

次ページに続く

減算率

事件の真相の解明に資する程度	高い（全ての要素を満たす）	中程度（２つの要素を満たす）	低い（１つの要素を満たす）
調査開始日前	４０％	２０％	１０％
調査開始日以後	２０％	１０％	５％

密接なコミュニケーションと継続的な協力

密接なコミュニケーションと継続的な協力

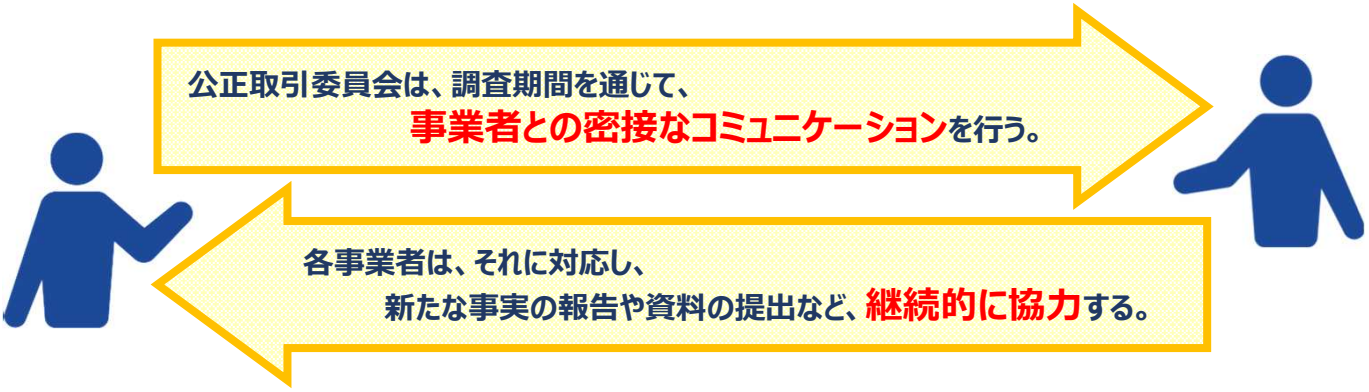

事業者が調査期間中に行った報告等の内容が、**３つの「評価における考慮要素」を全て満たした場合は**、**合意において定めた上限の減算率を適用**する。

（注１）個々の事件の真相の解明の状況
事件の真相の解明に資する程度を評価するに当たっては、事件の真相の解明の状況を踏まえつつ、事業者が行った報告等の内容が、上記の3つの「評価における考慮要素」 をそれぞれ満たしているか否かを考慮する。

（注２）各事業者の関与の度合いや把握の状況
上記注1の各要素の考慮に当たっては、例えば、調査対象の事件の事実認定において必要となる「事件の真相の解明に資する」事項について、他の事業者等から収集した事実等から判断した事業者の違反行為への関与の度合いに応じ、その把握し得る限りで報告等がされたか否かといった、事件の真相の解明の状況を踏まえることとなる。

公正取引委員会の事件調査に協力する事業者のインセンティブを高めることにより、効率的・効果的な実態解明・事件処理を行う。